

議案第 39 号

斑鳩町議会議員及び斑鳩町長の選挙における選挙運動の 公費負担に関する条例の一部を改正する条例

【議案提出担当課：総務課】

公職選挙法施行令（昭和 25 年政令第 89 号）が改正され、国政選挙における選挙運動用ビラ及び選挙運動用ポスターの作成の公費負担に係る上限額が引き上げられたことに伴い、この改正内容に準じ、本条例における公費負担に係る上限額を改正するものであります。

1. 主な改正内容

（1）選挙運動用ビラの作成の公費負担額の改正（第 8 条の改正規定）

1 枚あたりの上限単価		
改正前	改正後	比較
7 円 7 3 銭	8 円 3 8 銭	+ 6 5 銭

（2）選挙運動用ポスターの作成の公費負担額の改正（第 11 条の改正規定）

選挙運動用ポスターの掲示場数が 89 か所の場合の 1 枚あたりの上限単価		
改正前	改正後	比較
4, 0 9 5 円	4, 1 4 1 円	+ 4 6 円

2. 施行期日等

（1）施行期日

公布の日から施行します。

（2）適用区分

この条例による改正後の斑鳩町議会議員及び斑鳩町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の規定は、施行日以後その期日を告示される選挙について適用し、施行日の前日までにその期日を告示された選挙については、なお従前の例によることとします。